

# フランスの法曹養成制度

上 石 奈 緒

- I はじめに
- II フランス法曹制度の概要
  - 1 二元制
  - 2 弁護士
  - 3 法曹人口
- III 弁護士養成制度
  - 1 概要
  - 2 法学教育から受験資格取得まで
    - (1) 大学における法理論教育
    - (2) 司法教育研究所 (IEJ)
    - (3) 予備校
  - 3 弁護士養成学校入所試験
    - (1) 概要
    - (2) 実施機関
    - (3) 受験資格
    - (4) 試験内容
    - (5) 合否判定・合格者数等
    - (6) スケジュール
  - 4 弁護士養成学校 (Centres Régionaux de Formation Professionnelle des Avocats, CRFPA)
    - (1) 概要
    - (2) 数・配置等
    - (3) 組織・運営
    - (4) 業務内容
    - (5) 教員
    - (6) 運営費
  - 5 弁護士養成学校における研修カリキュラム
    - (1) 概要
    - (2) 2004年の制度改正
    - (3) 基礎研修 (6か月間)
    - (4) 個別研修 (6か月間)
    - (5) 弁護士事務所研修 (6か月間)
  - 6 弁護士職適格証明試験 (CAPA)
    - (1) 概要
    - (2) 試験内容
    - (3) 合否判定
  - 7 経済的負担と支援
    - (1) 弁護士養成学校前
    - (2) 弁護士養成学校後
- IV 司法官 (裁判官・検察官) の養成制度

- 1 選抜試験
- 2 研修
  - (1) 内容 (31か月)
  - (2) 教育方針及び最近の動き
- 3 給費
- V 終わりに

## I はじめに

近年、我が国では弁護士会による後進育成が重要性を増してきている。弁護士人口の増加を背景に増えている即時独立弁護士 (即独) や事務所内独立採算弁護士 (軒弁) の支援、相次ぐ法改正への対応、社会の多様化・複雑化・専門化に伴う専門性の強化、隣接業種との競争等、目的はさまざまであるが、個々の弁護士や法律事務所による努力という伝統的手法に加えて、弁護士会が組織的、戦略的に弁護士の能力・技量を支え、底上げする必要性が増しているように思われる。

フランスは、歴史的変遷の中で弁護士と司法官 (裁判官・検察官) がそれぞれ固有の養成システムを確立し、前者 (弁護士) については弁護士会が中心的役割を果たしてきた国である。我が国の場合、司法試験合格後の法曹養成制度として、法曹三者に共通の司法研修所の過程があるので、フランスとは前提を異にする面もあるが、弁護士会による組織的教育体制の構築という課題を考えるにおいては参考になる点も多い。本稿では、フランスの法曹制度について概要を確認したうえで、それぞれ養成制度 (特に弁護士養成制度) を紹介することとする。

なお、本稿は、日本弁護士連合会（以下「日弁連」という。）が2010年から2011年にかけて行ったフランス法曹制度調査を基礎とするものである。従って、紹介する内容は、小職のみならず、調査を協同して行った他の嘱託（加戸茂樹・立法対策室長、千木良正・人権救済調査室長、金塚彩乃・国際室嘱託、新谷泰真・司法支援センター対応室嘱託、椛嶋裕之・事務総長付特別嘱託）全員の成果であることを予めお断りしておきたい。なお、本稿中意見に亘る部分は小職の個人的見解である。

## II フランス法曹制度の概要<sup>1</sup>

### 1 二元制

司法官（magistrat 裁判官・検察官）と弁護士（avocat）の二元制が採用されている。

司法権<sup>2</sup>に属し、高度の身分保障の下に個々人が独立してその職務を行使する裁判官と、執行権<sup>3</sup>に属し、検察一体の原則から階層的に上下関係をなして職務を行使する検察官は、一見して地位も性格も異なるように思

われるが、フランスでは、両者は司法官として一体性を有し、共通の職能（Crops）を構成するものとされている。その理由は、養成において一体的であり、任務においてともに司法裁判を支える公務員であるため、と言われている<sup>4</sup>。

### 2 弁護士

歴史的に多数の法律専門職制度<sup>5</sup>が存在する中で、徐々に弁護士資格への統合が進められている。

近年の大きな動きの1つは、代訴士<sup>6</sup>（avoué）との統合である。フランスでは法廷業務を訴訟代理（représentation 訴訟書類の作成・提出）と訴訟援助（assistance 口頭弁論を中心とする主張立証活動の補佐）に区分し、従来前者を代訴士の独占業務としてきた。そのため、当事者は弁護士と代訴士の双方を選任する必要があったが、1971年に第一審段階の代訴士が弁護士に統合され、更に、2012年1月には残る控訴院段階の代訴士も弁護士に統合されることとなった。また、同時に弁護士活動の地理的制約も撤廃されたた

1 フランスの司法制度及び法曹制度の概要については、山本和彦「フランスの法曹制度」広渡清吾編「法曹の比較法社会学」財団法人東京大学出版会（2003年3月）（以下、山本）79頁以下、日弁連欧州法曹養成制度調査団「イギリス・フランス・ドイツの法曹養成一日弁連欧州法曹養成制度調査報告書一」日本弁護士連合会（1994年5月）（以下、1994年報告書）84頁以下、滝沢正「フランス法第4版」三省堂（2010年10月）（以下、滝沢）179頁以下を参照。また、以上のほかに山本和彦「フランスの司法」有斐閣1995年1月を参照。

2 フランスの司法権は、次の2点で我が国の司法権と大きく異なっている。1点は司法裁判権と行政裁判権が厳格に区別されており、それぞれが破棄院（Cour de Cassation）、コンセイユ・デタ（Conseil D'État）を頂点とする独自の裁判システムを有することである。2点目は法律の違憲審査権を有さないことである（この点は行政裁判所も同じ）。法律の合憲性審査は司法裁判所・行政裁判所の何れにも属さない裁判所として憲法院が行う。

3 フランスでは三権を示すものとして立法権（pouvoir législatif）、司法権（pouvoir judiciaire）、執行権（pouvoir exécutif）の語が用いられる。行政権（pouvoir administratif）の語は執行権の下でその政策を具体化する権力に限定して用いられている。滝沢123頁。

4 滝沢226頁。なお、同書228頁には「国立司法学院（École National de la Magistrature, ENM）を出た後は裁判官と検察官の人的交流は殆どみられない」とあるが、山本82頁、1994年報告書91頁、第5回司法制度改革審議会配布資料「諸外国の司法制度概要—フランス共和国の司法制度」35頁によれば、一定の範囲で両者間の交流があるようである。

5 狭義の法曹としての司法官・弁護士のほか、控訴院付代訴士（2012年1月1日より弁護士に統合）、国務院・破毀院付弁護士、執行士、競売士、公証人など様々な法律専門職（広義の法曹制度）がある。本脚注に列記する法律専門職のうち、司法官・弁護士を除く職務は何れも職株制を基礎とする独占職であり、当該職務を遂行するためには職株の取得が必要になる。

6 特定の裁判所において当事者を代理して訴訟行為（文書の作成提出）を行うことを任務とする裁判所付属吏である。山本104頁。

め、現在では弁護士はフランス全土で代理及び援助を行うことができることになった<sup>7</sup>。

また1つは、法律顧問 (conseil juridique) との統合である。従来、弁護士の活動は伝統的に法廷活動が中心であり、助言・相談業務についてはそれを専門とする法律顧問が存在した。しかし、経済活動の進展・国際化に伴う法律業務の拡大・変容を受けて両者の統合が議論され、1991年、激論の末に統合が実現することとなった。助言・相談業務は、現在、弁護士業務の中で重要性を増している分野であり、ビジネス化及び国際化が進み、他の欧米の法律事務所との間で激しい競争が展開されている。

そして、以上の資格統合とも相まって、弁護士人口は増加傾向にある。人口増加による負の側面として、若手弁護士の就職難、経済的困窮といった問題も生じているが<sup>8</sup>、少なくとも弁護士会や全国弁護士会評議会<sup>9</sup> (Conseil

National des Barreaux, CNB) の公式見解としては、自由業である以上、一定の基準に達した者には資格が付与されるべきであり、長期的にみた場合、弁護士人口の人為的な制限は競争による質の向上を阻害し、良い効果をもたらさない、という意見が支配的である<sup>10</sup>。

### 3 法曹人口<sup>11</sup>

司法官の人口は、表1のとおり。1994年の日弁連訪仏調査では、裁判官4633人、検察官1577人、合計6210人であり、司法官の数の不足が指摘されていたが<sup>12</sup>、2010年は裁判官・検察官ともに1994年比で2割超の増加が見られる。そして、このことが関連しているのかは定かではないが、国立司法学院 (司法官養成学校/後述) の近年の入所者数は著しい減少傾向にある (表10)。

弁護士の人口は、表2のとおり。2009年現在の弁護士総数は5万0314人<sup>13</sup>であり、2000

7 代理業務については、従来、活動の地理的制限があり、各弁護士は自己の所属する弁護士会のある大審裁判所 (我が国の地方裁判所に相当) でのみ代理活動が認められていたが (援助については従来から地理的制限なし)、EU 域内の弁護士活動自由化の関係で撤廃された。山本96頁。

8 パリ弁護士会が2005年弁護士養成学校修了者に対して行ったアンケートでは、回答者の35%が弁護士として稼働できていないと回答している (Baromètre Lja/EFB, "avocats derniers nés: une génération sans concession" 2005)。また、フランス全土で、2008年152人、2009年385人、2010年300人の者が弁護士養成学校終了後も弁護士として稼働できていないと計算されている (Observatoire du Conseil National des Barreaux 『Regards sur la Démographie des Avocats, année 2010』17頁。厳密に言えば、弁護士養成学校の修了者数の統計はないが、ほぼ全ての研修生が試験に合格し養成学校を修了できていることを前提に、CNBは弁護士養成学校に入所した研修生数と実際に弁護士として稼働している人数の差を算出し、これを弁護士として稼働できていない者の数として公表している。)

9 我が国の日弁連に相当する。フランスでは長年、弁護士の全国的組織は存在しなかったのであるが、1991年の法律顧問との統合にあたり、法律顧問側からの要望もあり、CNBが設立されることになった。フランス全国の弁護士会から選出される80人 (2011年現在) の代表者により構成される。フランスの弁護士会数はフランス本土に158、海外県に7 (2011年現在) であるので、各単位会から1人の代表者が選出される訳ではないことに注意。

10 2011年日弁連調査。なお、調査報告書は本稿執筆時点で未公開であるため、本文で利用する聴取内容を抜粋で記載する。以下、同調査を利用する場合は同じ。

・弁護士が自由業である以上、合格者の数を人為的にコントロールするのは間違いである (本稿末尾調査先①②③⑤ほか)。

・弁護士人口の制限は、長期的には良い結果をもたらさない。短期的には現役の人からすれば参入規制は良い効果があるが、同時に競争原理により能力のない人を排除することができなくなる。若手の質を指摘する者もいるが、若手は厳しい研修を経ており相応の能力がある (同②)。

11 フランスに関する基礎データとして、2011年1月1日現在の人口は、本土6,310万人、海外県190万人、合計6,500万人。行政区画は、本土22州96県、海外4県。以上、在日フランス大使館ホームページ「フランスの統計資料」、「フランスの基礎知識」を参照。また我が国に関するデータとして、2010年10月1日現在の人口は1億2,805万人。以上、平成22年国勢調査人口等基本集計結果概要3頁を参照。

12 1994年報告書91頁以下。

13 2010年1月現在の弁護士総数のみで言えば5万1,758人とのデータがある。

表1 司法官の人口推移

時期	裁判官	検察官	司法官計	増加率	備考
2004.1	5,257	1,857	7,114	100	裁判官には予審判事552人, 刑罰適用裁判官215人を含む。
2006.1	5,645	2,065	7,710	108	裁判官には予審判事587人, 刑罰適用裁判官294人を含む。また海外県・海外領土を含む。
2008.1	5,806	1,899	7,705	108	2007.12.31現在の数。海外県・海外自治体を含む。
2010.1	5,931	1,990	7,921	111	2009.12.31現在の数。海外県・海外自治体を含む。

2005年～2010年の「裁判所データブック」に基づき日弁連作成

表2 弁護士の人口

地方ごとの弁護士会	各地域に所在する複数の弁護士会の人口合計		増加率 (%)	地方ごとの弁護士会	各地域に所在する複数の弁護士会の人口合計		増加率 (%)
	2000年(人)	2009年(人)			2000年(人)	2009年(人)	
Alsace	804	1014	26.0	Ile-de-France	17,290	25,105	45.2
Aquitaine	1,300	1,810	36.1	Languedoc-Roussillon	1,105	1,569	42.0
Auvergne	407	507	24.6	Limousin	224	259	15.6
Basse-Normandie	379	491	29.6	Lorraine	642	814	26.8
Bourgogne	435	542	24.6	Midi-Pyrénées	1,141	1,511	32.4
Bretagne	830	1162	40.0	Nord-Pas-de-Calais	1,138	1,408	23.7
Centre	593	742	25.1	Pays de la Loire	942	1,380	46.5
Champagne-Ardenne	352	440	25.0	PACA	3,438	4,481	30.3
Corse	173	217	25.4	Picardie	431	539	25.1
DOM-TOM	528	762	44.3	Poitou-Charentes	508	658	29.5
Franche-Comté	268	325	21.3	Rhône-Alpes	2,930	3,914	33.6
Haute-Normandie	557	664	19.2	合計	36,445	50,314	38.1

年比で約4割の増加が見られる。但し、パリ及びパリ近郊のナンテール市への集中が顕著であり、何れの年もパリのあるイル・ド・フランス (Ile-de-France) の人口が全体の約半数を占める。そのため、地方には、弁護士人口の増加がますますパリと地方との格差を拡げたと感じる弁護士もいるようである<sup>14</sup>。

### Ⅲ 弁護士養成制度

#### 1 概要

フランスにおいて弁護士資格を取得するに

は、弁護士養成学校 (Centres Régionaux de Formation Professionnelle des Avocats, CRFPA) に入所し、18か月間のカリキュラムを終えた後、弁護士職適格証明 (Certificat d'Aptitude à la Profession d'Avocat, CAPA) の付与を受けなければならない。我が国の法科大学院のように法曹養成に特化した法理論教育機関は存在せず、法理論は各研修生が弁護士養成学校入所前に個々に大学で修得してくるものとされるが、CRFPAの入所試験の受験資格として、原則として法学修士1年の学位を取得し、大学の付属機関である司法教

#### 14 2011年日弁連調査

- ・ ロンスルソニエでは現在でも弁護士が不足している。パリは弁護士が集中しすぎて若手の中には就職できない者や生活できない弁護士が出てきていると言われるが、ロンスルソニエは逆であり、依然として若手の確保に苦労している (本稿末尾調査先①)。
- ・ 弁護士人口の増加は、弁護士過疎の問題解消に全く繋がっていない。パリと地方との格差を拡げただけである (同①)。

表3 弁護士養成過程～我が国との比較～

	日本	フランス
法学教育の前提	法科大学院入学選抜	(バカロレア <sup>15</sup> 資格取得)※
法学教育	法科大学院	(大学の法学部)※
受験資格取得	法科大学院修了 (or 予備試験合格)	(法学修士1年・IEJ 登録)※
試験	司法試験/国が実施	CRFPA 入所試験/IEJ が実施
実務教育	司法研修所/国が設営	CRFPA/弁護士会が設営
実務教育修了要件	司法修習生考試 (二回試験)	弁護士職適格証明試験 (CAPA)

※フランスでは一般にCRFPA以降を弁護士養成過程とする。

育研究所 (Instituts d'Études Judiciaires, IEJ) に登録する必要がある。

我が国と異なり、フランスでは養成の面でも法曹の多元性が貫かれ、弁護士と司法官 (裁判官・検察官) がそれぞれ固有の法曹養成制度を有する点に特徴がある。弁護士の養成は弁護士養成学校が行っており、同学校への入所試験が我が国の司法試験に相当する。学校を設営するのは弁護士会である。

弁護士養成学校は、司法官や大学教員も協力しつつ運営されるが、あくまで公用認定施設であって、弁護士の養成は私的に行うという建前が貫かれている。その理由は、弁護士が自由業である以上、その養成も国家から独立して行うという点にある<sup>16</sup>。

また、私的な養成という性格から、国は入所試験の実施に関与しない。但し、弁護士会ないし弁護士養成学校が自ら試験を行うのではなく、実施は大学の附属機関である司法教

育研究所に委ねられている点で、事情はやや複雑である<sup>17</sup>。

## 2 法学教育から受験資格取得まで

弁護士養成学校の入所試験を受けるためには、受験資格として法学修士1年の学位を取得し、大学の附属機関である司法教育研究所に登録することが必要である。

### (1) 大学における法理論教育<sup>18</sup>

フランスの大学には個々の入学選抜試験はなく、中等教育修了と大学入学資格付与の認定を兼ねる全国統一の試験 (baccalauréat バカロレア) に合格することにより誰でも希望する大学への入学が可能とされている。他方、入学後の選抜は厳しく<sup>19</sup>、いわゆる間口は広いが出口は狭い構造になっている<sup>20</sup>。

大学における法学教育は、伝統的に第1課程 (2年間)、第2課程 (学士1年、修士1年、合計2年間)、第3課程 (3年間) に分

15 リセ (我が国の高等学校に相当) 最終学年末の6月に全国一斉に実施される、中等教育修了と大学入学資格付与の認定を兼ねる国家試験をいう。フランス教育学会編「フランス教育の伝統と革新」(大学教育出版、2009年3月) 152頁。

16 滝沢235頁。

17 横山美夏「フランス法曹養成制度についての調査報告書」法曹養成制度法科大学院等専門職大学院形成試験経費プログラム・実務基礎教育の在り方に関する調査研究プロジェクト・フランス及びドイツにおける法曹養成の実情に関する調査報告書 (2005年3月) (以下、横山) 8頁は、入所試験を大学 (司法教育研究所) が担当することについて「弁護士会に財政的基盤がなく、自ら試験を組織することができなかったことを主たる理由とする。」「CRFP (ママ) の入所試験を大学が担当すること自体は、本来弁護士会が自ら行うべき業務を大学に押しつけるものであるとして、大学側の評判は必ずしも良くない。」と指摘する。

18 フランスの大学における法学教育の概要については、山口俊夫「フランスにおける法曹養成の実情」ジュリスト1022号96頁 (1993年5月) (以下、山口)、滝沢215頁以下参照。

19 大学で付与される免状ないし学位は全国各一の国家資格である。大学の期末試験は、国家試験を付与するための試験と位置づけられ、極めて厳しい基準で行われる。2回連続して落第すると強制退学となり、この記録は全法学部共通の資料となる。

かかれている（但し、後述するボローニャ・システムの導入により一部変更されている可能性がある）。第1課程においては法学入門・民法・憲法・刑法・行政法などを中心とする基礎教育（すなわち我が国の大学とは異なり1年次から完全な専門教育である）を、第2課程においては専攻別の専門教育を、第3課程においては我が国の博士課程に相当する教育を行う。そして、第1課程修了以降、ほぼ一年修了するごとに国家資格としての学位・免状が与えられるシステムになっている。具体的には以下のとおり。

①第1課程修了

法学一般教育免状 (Diplôme d'étude universitaire générale, D. E. U. G.-Mention Droit)

②第2課程1年修了

学士号 (licence en droit)

③第2課程2年修了

修士号 (maîtrise en droit)

④第3課程1年＝博士論文準備課程修了<sup>21</sup>

高等研究免状 (Diplôme d'étude approfondie, DEA) または高等専門免状 (Diplôme d'étude scientifique spécialisée, DESS)

なお、近年、欧州圏内共通の学位制度（ボローニャ・システム）の導入に伴い、2006—

2007年度より、バカロレア取得後3年で学士、5年修士、8年博士の学位制度に切り替えられている（弁護士養成学校入所試験の受験資格である「修士1年」とは、ボローニャ・システム導入後の呼び方と思われる。従来の呼び方ではバカロレア後4年、または第2課程2年修了、ということになる。）<sup>22</sup>。しかし、伝統的な教育課程・内容に変更はなく、DEA、DESSといった資格制度も残されているようである。

大学入学後の厳しい選抜過程を反映して学生間の競争も熾烈である。実際に大学での教育を経験した者によれば、学生達は、優秀な成績を得てより高い学位・よりステイタスの高い大学への入籍を目指して日々切磋琢磨するという<sup>23,24</sup>。この点、弁護士養成学校入所試験に必要な学位は修士1年の修了（第2課程修了）であるが、受験者の中により高い学位、すなわちDEA、DESSといった学位の取得者が多く含まれるのは、大学教育に対する社会一般の信頼が厚く、高い学位が就職の場面で有利に作用するという事情があるためと思われる。

授業は、教授が教壇の上から一方的に当該法分野を体系的に口述するという講義形式が中心である（その他に演習がある）。専ら法理論教育であり、実務的要素は極力排除され

20 山口97頁によれば、1年次登録者のうち2年次に進学し得る者は約3分の1、2年次を修了して法学一般教育免状を取得し得る者は約4分の1であり、第2課程に進んだ者のうち修士号までたどり着けるのは約5分の1であるという。

21 第3課程は、専攻とは別に、主として研究職を目指す者を対象とする高等研究免状（研究教育免状）コースと、主として公証人など高度の法学専門職を目指す者を対象とする高等専門免状（専修教育免状）コースに分かれる。博士論文は、両免状のいずれかを取得した後に提出資格が生じる。滝沢218頁以下。

22 澤敬子・柿本佳美・南野佳代「フランス共和国におけるジェンダーに関する法曹継続教育序論」京都女子大学現代社会研究第12号（2010年2月）65頁。

23 2011年日弁連調査

・日本とフランスの大学を比較した場合、授業の内容はフランスの方が充実している。フランスの講義では教科書がなく、教授が読み上げる体系をひたすらノートに取る行為が続く。気が抜けない。また、大講義室での授業のほかに20人1クラスからなる演習が毎週3科目から4科目あり、それぞれレポートを提出しなければならない。授業でも当てられるので発言もしなければならない（本稿末尾調査先④⑦）。

・フランスでは個人主義のお国柄もあるが、学生同士の競争が激しい。マスター1（バカロレア後4年）は良いマスター2（バカロレア後5年）に入るための競争である（同④）。

24 我が国の大学・大学院と異なり、入学選抜がなく登録のみで手続が完了するという制度の下で、学生は自己の希望と能力にあった各位・免状を取得した段階で大学を去り（従って全員が一斉に卒業するという観念が存在しない）、あるいは別の大学に移籍して次の学位を目指すという選択を行っている。滝沢221頁。

ている点で、アメリカのロースクールや我が国の法科大学院と異なる。

また、大学に限られた話ではないが、文章を書く力が徹底して鍛えられる<sup>25</sup>。試験の内容は3～5時間をかけて長文を書かせるというものである。その結果、学生は長文を書くことに慣れており、課題について長文を書いてまとめる能力を身につけていると言われる<sup>26</sup>。

## (2) 司法教育研究所 (IEJ)

司法教育研究所は、大学の付属機関の1つであり、弁護士・司法官など法律専門職を目指す者のために大学とは別のカリキュラムを提供している。伝統的な受験準備教育機関という位置づけにある。また、弁護士養成については、弁護士養成学校入所試験の実施機関でもある。

司法教育研究所では、大学により異なるが、概ね法律専門職別に複数の試験準備コースを設置している。2011年の日弁連調査の際に訪問したトゥールーズ大学司法教育研究所では、弁護士、司法官、警視 (commissaire)、労働監督官 (inspecteur de travail) の4コースを設置していた。その他、裁判所書記官コースを設ける研究所もある。

司法教育研究所の教育に対する評価は、提供側と受講側、また地域によって異なるよう

である。提供側からは「弁護士養成学校における法学教育の期間は短いのでIEJに必要な基礎知識を修得させておく必要がある」との指摘がある一方で、パリの受講(経験)者からは「学生は(弁護士養成学校入所試験の受験資格であるので)IEJに登録はするが、授業には殆ど出ない」との声もあった<sup>27</sup>。

## (3) 予備校

フランスにも民間の受験予備校が存在し、近年、その利用が増加する傾向にある。特にパリではその傾向が強く、学生の多くは、大学修士1年修了後の6月から8月までの3か月間に予備校を利用し、集中的に受験勉強をする。他方、トゥールーズでは、パリほど予備校指向は進んでいないものの、司法教育研究所のカリキュラムを履修する外に予備校を利用する学生は多いとのことであった。

費用は、司法教育研究所に比べ高額である。司法教育研究所の場合、学生の負担は登録料のみで授業料は無料であるのに対し<sup>28</sup>予備校は「約20万円」、「司法教育研究所の10倍」、「2週間の集中授業で2900ユーロ」とのことである<sup>29</sup>。

## 3 弁護士養成学校入所試験

### (1) 概要

我が国の司法試験に相当する。試験科目、

25 中等教育修了予定者を対象とするバカロレア試験も長時間に及ぶ論述式の筆記試験が中心である。例えば、2007年の普通バカロレア試験の哲学の問題は、「願望は現実を受け入れうるか」についての小論文と、「肉体労働と知的労働を対立させることにどのような価値があるか」の小論文、ヒュームの『道徳原理の研究』の一説の解釈から1問を選択し、4時間で解答するものであった。フランス教育学会編「フランス教育の伝統と革新」大学教育出版(2009年3月)157頁。

26 2011年日弁連調査

・フランスでは授業に文章の書き方の授業があり、1年次から長い文章を書く訓練がある。筆記試験は(長文を書かせるために)試験時間が長い。3年次までの学士課程でも3時間、マスター2(バカロレア後5年)では5時間。長文を書いてまとめる能力がある。学生は真面目である(本稿末尾調査先⑦)。

27 2011年日弁連調査

・弁護士養成学校では1年半のうち弁護士に必要な法学教育をする期間は半年のみである。従って、必要な基礎知識を修得させ、大口述(弁論・口頭)試験に備えるために、司法教育研究所が必要になる(本稿末尾調査先⑧)。

・パリでは、学生は司法教育研究所に登録はするが授業には殆どでない。マスター1(バカロレア後4年)が修了して6～8月の3か月で集中的に勉強して9月の入所試験に臨む(同④)。

28 2011年日弁連調査。ちなみにトゥールーズ大学司法教育研究所の登録料は、健康保険付の場合が800ユーロ、健康保険なしの場合が400ユーロとのことであった(2011年6月現在)。

試験時間、配点等は法令に定められており<sup>30</sup> 枠組みとしては全国で統一されているが、具体的な試験問題は実施機関である司法教育研究所ごとに異なる。この点、試験問題を統一しなければ実施機関ごとに入所者のレベルが異なることになるのではないかとの疑問が生じうるが、大学の責任をもって試験問題の作成・採点に臨むのでそのような心配は当たらない、ということのようである<sup>31</sup>。

試験は、競争試験 (concours) ではなく、資格試験 (examen) とされる。少なくとも公式の説明としては、一定の基準に達している者は全て合格し、人為的・政策的に合格者数を制限する仕組みは存在しない。近年、弁護士養成学校の収容能力が限界に来ていることに伴い、「事実上競争試験化している」との指摘がなされることもあるが、正確なところは不明である。

## (2) 実施機関

大学の付属機関である司法教育研究所が実施する。

例えば、パリ弁護士養成学校の場合、パリ控訴院管区内のパリ第1大学 (ソルボンヌ大学)、パリ第2大学、パリデカルト大学、パリ・クレテイユ大学、パリ第8大学、エソンヌ県エヴリイ・ヴァル大学などに司法教育研究所がそれぞれ付設されており、パリ弁護士

養成学校の入所試験を実施している<sup>32</sup>。

入所試験の実施が大学に委ねられていることの理由として、弁護士会に財政的基盤がなく、自ら試験を組織することができなかったことが挙げられている<sup>33</sup>。もっとも、試験の実施に弁護士の関与が全くないということではなく、問題作成及び可否判定を行う判定委員会には、2名の大学教授 (学長任命)、1名の司法官 (控訴院長及び検事長任命)、1名の行政裁判官 (行政控訴院長任命) のほかに3名の弁護士 (弁護士会会長任命) が加わる<sup>34</sup>。

## (3) 受験資格

- ア 法学修士1年または同等の学位を取得していること
- イ 大学が運営する司法教育研究所に登録していること
- ウ 刑事処罰歴や破産による資格停止等欠格事由がないこと
- エ 3回の受験回数制限

## (4) 試験内容

試験科目・試験時間・配点割合等は法令に定められている。具体的な試験問題は各司法教育研究所の判定委員会が作成しており、司法教育研究所ごとに異なることは先に述べた。

我が国の司法試験と比較した場合、筆記試験は試験時間こそ長い科目数は少ない。む

29 2011年日弁連調査

- ・パリでは予備校大手が3校ある。費用は20万円ほど (本稿末尾調査先④)。
- ・トゥールースでも司法教育研究所以外に予備校に行く者は多い。授業料は研究所の約10倍がかかるが、レジュメをもらえるのが便利である (同⑦)。
- ・司法教育研究所は廉価だが、予備校は極端に高額である。2週間の集中授業で2900ユーロ。しかも効果的でない。パリでは幾つか効果的なものもあるが (同⑧)。

30 2011年6月現在の試験科目・時間・配点等を定める法令として、①1971年12月31日法律 (loi) 改正第11条、第12条、②1991年11月27日法律 (décret) 改正第52条、第53条、③1998年11月25日法律 (arrêté) 改正、④2003年9月11日法律 (arrêté)。パリ第二大学司法教育研究所のホームページによる。

31 横山8頁。「州ごとにCRFP (ママ) の入所者のレベルが異なることにならないかとの疑問が生じうるが、ある州の弁護士の質が他の州と比較して劣るということになれば、大学の責任問題となるので、各州の大学は、責任をもって入所試験を行うため、そのような心配はあたらないというのが大学及び弁護士会双方の見方である。」厳密には、同じ州内でも大学 (司法教育研究所) ごとに試験問題が異なるので、同様の疑問が生じ得る。

32 EFB『Guide de L'élève avocat/2011-2012』11頁、19頁

33 脚注17参照。

34 山本和彦「フランスの司法」有斐閣 (1995年1月) 368頁、2006年3月28日デクレ2006—374。



しる口述試験の存在とその比重の大きさ（特に大弁論）が特徴である。これは、フランスにおける弁護士業務が伝統的には法廷における口頭弁論であったことや（文書作成・提出は代訴士の業務であった。）、現在でも即時に主張を組み立て説得的に表現する能力が重視されることが関連しているものと考えられる。

また、我が国と異なる点として、外国語科目がある。EU加盟国間で大学学位や弁護士資格の共通化・相互乗り入れが進んでいることや、英米の大手ローファームに対抗してゆくことの必要性から、フランスでは弁護士の国際競争力の強化が養成段階から重視されているものと考えられ、入所試験での外国語科目の存在もその一端を示すものと考えられる。

#### ア 筆記試験

- a 文書要約 (Note de synthèse) (5時間)
- b 筆記試験 (5時間)
  - ・債権法
  - ・民事訴訟法・刑事訴訟法・行政訴訟

- 手続法のうち何れか1科目
- c 筆記試験 (3時間)
  - ・親族, 財産法, 刑法, 商法, 破産法, 労働法, 行政法, 経済公法, 国際私法, EU法, 税法から1科目を選択
- イ 口述試験 (筆記試験を合格した者のみ)
  - a 大弁論 (1時間準備, 15分弁論, 15分質疑応答)
    - ・自由の保護及び基本的人権
  - b 小弁論 (15分準備, 15分弁論)
    - ・文書要約 (3時間) 試験で選択しなかった科目のうち何れか1科目
    - ・民事執行法・EU法から1科目  
但し, 大学3年次に20点満点中10点以上の成績を得ている場合は免除可
    - ・私会計・公財政から1科目  
但し, 大学2年次に20点満点中10点以上の成績を得ている場合は免除可
    - ・外国語 (ロシア語, 英語, ドイツ語, 中国語, 日本語)

表4 弁護士養成学校入所試験 (Arrêté du 11 septembre 2003)

筆記試験		点数	配点係数	合計
第1試験	文書要約	20	2	40
第2試験	債権法	10	2	40
	手続法	10	2	
第3試験	選択科目	20	2	40
120点満点中60点以上を合格とする			Total	120

口述試験		点数	配点係数	合計
第1試験	大弁論	20	3	60
第2試験	選択科目	20	2	40
第3試験	民事執行法またはEU法	20	1	20
第4試験	私会計または公財政	20	1	20
第5試験	外国語	20	1	20
筆記試験の得点は口述試験の得点に加算される			Total	160

総合得点で以下の点数以上を合格とする

口述第3試験及び第4試験の免除を受けた場合は240点満点中120点以上

口述第3試験又は第4試験の何れかの免除を受けた場合は260点満点中130点以上

その他の場合は280点満点中140点以上

(パリ第2大学 IEJ ホームページ『REGIME DE L'EXAMEN D'ENTRÉE AU C.R.F.P.A.』より)

表5 弁護士養成学校入所試験合格率（パリ弁護士養成学校関係） 単位：人 or %

year	パリ第1大学			パリ第2大学			6大学（※）合計		
	受験者	合格者	合格率	受験者	合格者	合格率	受験者	合格者	合格率
2005	630	336	53.3	-	-	-	1,996	978	49.0
2006	697	290	41.6	878	380	43.3	2,161	939	43.5
2007	785	368	46.9	937	496	52.9	2,477	1209	48.8
2008	813	351	43.2	852	373	43.8	2,631	1187	45.1
2009	855	440	51.5	993	476	47.9	2,811	1361	48.4
2010	916	438	47.8	922	386	41.9	-	-	-

※6大学=パリ第1大学, パリ第2大学, パリデカルト大学, パリ-クレティユ大学,  
パリ第8大学, エルソンヌ県エヴリイ・ヴァル大学

パリ第1大学 IEJ, パリ第2大学 IEJ の各ホームページ  
『Guide de L'élève avocat /2011—2012』11頁に基づき日弁連作成

表6 CRFPA の入所者合計推移とパリ弁護士養成学校の入所者推移

Year	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
All	2,547	2,528	2,534	2,753	3,026	3,326	2,819	2,751	3,056	3,136	3,356
Paris	970	1,103	1,164	1,239	1,409	1,460	1,255	1,169	1,424	1,351	1,444
%	38%	44%	46%	45%	47%	44%	45%	42%	47%	43%	43%

『Regards sur la demographie des avocats/Octobre2010』17頁及び  
EFB『Guide de L'élève avocat/2011—2012』15頁に基づき日弁連作成

#### ウ 配点係数

表4を参照。口述試験, 特に大弁論と呼ばれる試験に比重が置かれている。

#### (5) 合否判定・合格者数等

競争試験 (concours) ではなく, 資格試験 (examen) とされる。

近年の合格者数推移は, 表6「CRFPA の入所者合計推移とパリ弁護士養成学校の入所者推移」を参照。なお, 表記載の人数は入所者数であるので, 厳密には合格者数とは一致しない可能性がある。

合格率は, 表5「パリ弁護士養成学校入所試験合格率」を参照。但し, 司法教育研究所ごとに試験問題が異なるので, 単純比較はできないことに留意。

#### (6) スケジュール

大学により異なるが, 毎年1月に開講する弁護士養成学校のスケジュールに合わせて, 概ね9月に筆記試験が始まり, 当年12月まで

に最終合格発表がある。

※参考 パリ第1大学の2011年入所試験スケジュール

9月20日～22日	筆記試験
10月28日	筆記試験合格発表
11月9日	口述試験個別日程通知
11月14日～26日	口述試験
12月2日	最終合格発表

(パリ第1大学 IEJ ホームページより)

## 4 弁護士養成学校 (Centres Régionaux de Formation Professionnelle des Avocats, CRFPA)

### (1) 概要

我が国の司法研修所に相当するが, 弁護士会が設営する弁護士固有の養成機関である点で, 我が国の制度とは異なる。2011年6月現在, 原則として控訴院裁判所 (Cour d'appel/我が国の高等裁判所に相当) ごとに1か所, 合計15か所の弁護士養成学校がある。何れも当地域の弁護士会が中心となり養成に関与し

ている。

## (2) 数・配置等

上述のとおり、2011年6月現在、原則として控訴院裁判所（Cour d'appel/ 我が国の高等裁判所に相当）ごとに1か所、合計15か所の弁護士養成学校がある。規模で言うと、筆頭はパリ弁護士養成学校（École de Formation professionnelle des Barreaux, EFB）であり、フランス全体の年間入所者数の約40～45%がパリに集中している。

## (3) 組織・運営

弁護士養成学校運営の中心的存在は弁護士会である。弁護士養成学校が控訴院裁判所の所在地ごとに設置されていることに対応して、当該管区内の弁護士会が共同して弁護士養成学校の運営を行う。例えば、パリ弁護士養成学校の場合、運営主体となる弁護士会は、オセール、ボビニイ（セーヌ・サン・ドニ県）、クレティユ（ヴァル・ド・マルヌ県）、エヴリイ（エソンヌ県）、フォンテンブロー、モー、ムラン、パリ、サンスの9弁護士会である。

## (4) 業務内容

パリ弁護士養成学校は、研修生（*élèves avocats*）の研修のほか、弁護士となった後の継続研修も行っている。継続研修については、2004年法による制度改正により、全ての弁護士に一定時間の研修が義務化されている。

## (5) 教員

弁護士中心である。パリ弁護士養成学校の場合、教員数600名のうち、90%が弁護士であり、残る10%のうち、8%が司法官、2%が外部委託（口頭表現の教員、外国語の教員など）であるとのことであった<sup>35</sup>。

## (6) 運営費

運営費は、弁護士会の拠出金、研修生登録料、国の補助金等の収入による。

表7は、パリ弁護士養成学校の2010年の収

入内訳である。

表7 パリ弁護士養成学校収入内訳(2010年)

種別	金額 (€)	割合 (%)
弁護士会から	4,287,000	58
研修生登録料	1,963,000	26
国から (奨学金を含む)	738,000	10
独自の収入	416,000	6
合計	7,404,000	100

EFB『Guide de L'élève avocat/2011-2012』17頁に基づき日弁連作成

なお、フランスでは、弁護士の法廷活動に伴う資金の移動にカルパ（*Caisses de règlement pécuniaires des avocat, CARPA*）と呼ばれる専用口座を利用することが義務づけられており、同口座の運用利息が、法曹養成をはじめとする弁護士会運営の財政的基盤確立に大きな役割を果たしていると言われる。やや古い資料になるが、日弁連欧州法曹養成制度調査団『イギリス・フランス・ドイツの法曹養成一日弁連欧州法曹養成制度調査報告書一』（1994年5月）（脚注では「1994年報告書」と記載）90頁には、「リヨン弁護士会では、このCARPAにより年間8000万ないし1億フラン（16億～20億円）という巨額の収入を得ているとのことであった。リヨン弁護士会ではリヨン弁護士研修センターに年間300万フランの予算を投じているが、この費用はCARPAよりまかなわれている」との記載がある<sup>36</sup>。

研修生の登録料は、法律に基づく上限（1600ユーロ/2011年6月現在）の範囲内で各弁護士養成学校の理事会が定める。例えば、パリ弁護士養成学校の登録料は2010年が1499ユーロ、2011年が1450ユーロであった<sup>37</sup>。法定上限額より低額を設定できるところは少なく、パリ弁護士養成学校も、最近ようやく減額が実現したとのことであった<sup>38</sup>。

35 EFB『Guide de L'élève avocat/2011-2012』17頁。

36 カルパ詳細については、1994年報告書90頁参照。

37 EFB「Guide de L'élève avocat/2011-2012」12頁。

国からの補助金の各弁護士養成学校に対する配分は、弁護士全国評議会（Conseil National des Barreaux, CNB／我が国の日弁連に相当）が定める<sup>39</sup>。

## 5 弁護士養成学校における研修カリキュラム

### (1) 概要

既に法理論教育を学んでいることを前提に、実務教育中心のカリキュラムが組まれている。研修期間は18か月間であり、その内訳は基礎研修6か月間、個別研修6か月間、弁護士事務所研修6か月間である。このうち、個別研修は2004年2月11日法（la loi no 2004—130）により新設されたカリキュラムであり、2006年1月入所生より適用されている（法の施行時期は2005年9月）。

個別研修先・弁護士事務所研修先は、研修生自身が手配しなければならない。教育内容の修得のみならず、カリキュラム設計の面でも研修生個々人の自主性が求められ、その度合いの大きい点が我が国と異なる特徴である。

基礎研修・個別研修・弁護士事務所研修の具体的内容・方法は弁護士養成学校ごとの判断に委ねられている。パリ弁護士養成学校によれば、近年は弁護士倫理と国際化に力を入れているとのことであり、基礎研修としての法曹倫理の研修時間を増設（現行31時間から50時間へ）したり、国際担当部局を設置し、個別修習で海外研修を予定する研修生への支援等を検討するといった取組みがみられた<sup>40</sup>。

### (2) 2004年の制度改正

弁護士養成システムは、2004年2月11日法による制度改正により大きく変更されている。

改正前は、弁護士養成学校における12か月間の研修の外に、弁護士職適格証明の付与後に既存の法律事務所に「就職」して研修弁護士として「2年間」の実務経験を積む必要があるとされていた。これに対し、2004年の制度改正では、①弁護士養成学校における研修期間を12か月間から18か月間に延長する、②弁護士養成学校のカリキュラムとして新たに個別研修制度（Le Projet Pédagogique Individuel, PPI）を新設する、③弁護士職適格証明付与後の研修弁護士制度（2年間）は廃止する、という3点に変更が加えられている。その結果、18か月間の研修を終え、弁護士職適格証明の付与を受けた者は、宣誓をした上で直ちに独立して開業することも可能になっている。

(改正前)	研修 (12か月)	研修弁護士 (24か月)
入所試験	CAPA	
(改正後)	研修 (18か月)	研修弁護士制度は廃止
入所試験	CAPA	

制度改正の理由は、「研修内容の不足の解消」とのことである<sup>41</sup>。しかし、研修弁護士制度が廃止され、オンザジョブトレーニングの機会が大幅に縮小されたように見受けられる部分もあることや、近時は18か月間の研修期間が長すぎ、「12か月に戻す」との議論もなされていること<sup>42</sup>からすると、上記の一言に尽きない様々な事情があるのではないかと

38 2011年日弁連調査

・ 弁護士養成学校の登録料の額は理事会が決定する。法律で1600ユーロの上限がある。従来はどの養成学校も上限額を登録料額としていたが、パリは近時引き下げを実施した。2010年が1499ユーロであり、2011年が1450ユーロである（本稿末尾調査先③）。

39 1991年11月27日デクレ第40条。

40 2011年日弁連調査

・ パリ弁護士養成学校では国際化に力を入れている。国際担当部局を置き、個別研修の枠の中で海外研修を積むことに力を入れている。現在協定を結んでいる大学のほかにも提携先を拡大したい（本稿末尾調査先③）。

41 2011年日弁連調査

・ 2004年の制度改正の理由は、新人弁護士に十分な教育がなされてこなかったというのが大きいのではないかと（本稿末尾調査先③）。

推察される。この点、弁護士養成については、組織的運営面での課題や収容力の問題も指摘されており<sup>43</sup>、これらの問題との関係も気になるところである。

### (3) 基礎研修（6か月間）

弁護士養成学校において実務教育の基礎を主として講義形式で行う。

講義の具体的内容は弁護士養成学校ごとに異なる。例えば、パリ弁護士養成学校では、基礎科目として、①法曹倫理、②コミュニケーションと口頭表現の技術、③弁護士事務所の組織と経営、実務科目として、④弁護士と相談の実務、⑤法律文書作成の実務、⑥訴訟における戦略と戦術、⑦民事手続の実務と技術、⑧商事手続の実務、⑨依頼者への助言と社会法手続の技術、⑩刑事手続の実務と技術、⑪弁護士と行政訴訟などがある。その他に外国語があり、選択科目として法文献調査方法、会計学などのプログラムを提供している<sup>44</sup>。講義時間は1人あたり約350時間である。

基礎研修の受講態度（出欠・発言）や課題の成績は、弁護士適格証明試験（CAPA）において「平常点」として評価の対象となる<sup>45</sup>。特に出欠は重要であり<sup>46</sup>、パリ弁護士養成学校の研修生向けガイドブックにも「5回の無断欠席は平常点を半減、6回以上の無断欠席は平常点をゼロとする」との研修生向けの注意提起がある。

### (4) 個別研修（6か月間）

研修生が自ら研修先を開拓し、当該研修先で実務トレーニングを行う。研修先は、所属

養成学校が研修先として認める機関・組織でなければならない。パリ弁護士養成学校の場合、地方公共団体、アソシエーション、司法機関、民間企業、組合、外国・EUの機構、各省庁、外国の法律事務所など、社会の様々な分野における研修を認めている。

他方、個別研修では、上記の実務トレーニング以外に、大学の教育課程に戻ることも認められている。パリ弁護士養成学校の場合、法学修士課程2年目の履修やパリ弁護士養成学校での法律に関する250時間以上のプログラムから、研修生の選択により何れかを研修することを認めている。実務トレーニングと座学を組み合わせることも可能である。また、先に述べたとおり、近年では、国際競争力の強化の観点から、弁護士養成学校が窓口となり、個別修習期間に留学をアレンジする取り組みもみられる。

### (5) 弁護士事務所研修（6か月間）

弁護士事務所において、弁護士としての実務トレーニングを行う。

受入先の法律事務所を探すのは、研修生本人である。研修先がそのまま就職先になる例が多いため、受入先の事務所探しが半ば就職活動となる。この点、近年フランスでも若手弁護士の就職難が指摘されており、研修生全員が研修先＝就職先となる弁護士事務所を確保し得ているのかが気になるところである<sup>47</sup>。今回の調査ではこの点を客観的資料で確認するには至らなかったが、弁護士人口が集中するパリなどの都市部では、就職難を反映して、

42 2011年日弁連調査

・パリ弁護士学校では出来る限り基礎研修の6か月を短くすることを考えており、11週間で終わらせ、残りの時間で弁護士事務所での研修を考えている（本稿末尾調査先③）。

43 例えば、横山9頁参照。

44 EFB「Guide de L'élève avocat/2011-2012」14頁、21頁以下。

45 EFB「Guide de L'élève avocat/2011-2012」32頁。但し、平常点の取扱いは弁護士養成学校によって異なるようである。サイトで確認した限りでは、モンペリエ弁護士養成学校（École des Avocats Centre Sud）ではパリと同様平常点をCAPA得点に含めるが、トゥールーズ弁護士養成学校（École des Avocats Sud-Ouest Pyrénées）では含めない、というように取扱いが異なっていた。

46 2011年日弁連調査

・基礎研修における講義では出席が重要。一定回数欠席すると弁護士職適格証明試験で不利益に扱われる（本稿末尾調査先④）。

研修先を手配できず、従って研修を終了できない者が2割ほどいるとの情報もあった<sup>48</sup>。

## 6 弁護士職適格証明試験 (CAPA)

### (1) 概要

我が国の司法修習生考試（二回試験）に相当する。弁護士養成学校における研修を終えた研修生は、弁護士職適格証明試験を受ける必要があり、この試験に合格してようやく弁護士登録の資格が与えられる。従前は、修習期間は1年とされ、CAPA合格後に2年間既存の法律事務所に就職して研修する必要があるとされたが、新制度では、18か月間の修習期間を経てCAPAに合格すれば、研修期

間なく即時に独立して開業することも可能である。2回の受験回数制限がある<sup>49</sup>。

### (2) 試験内容

試験科目、出題方法、配点等は、2005年12月7日のアレテによる<sup>50</sup>。

弁護士養成学校の入所試験と同様、筆記試験のほかに口述試験が課されており、かつその比重が大きい（特に口頭弁論）ことが特徴である。

### (3) 合否判定

どの弁護士養成学校も100%の合格率に近い。パリ弁護士養成学校では受験者約1400人のうち不合格者は7人程度とのことであった。もっとも、初回の試験で受かるのは約8割で

表8 パリ弁護士養成学校のCAPA概要

試験	係数	点数
平常点/Contrôle continu ・課題についての成績 /Moyenne des notes issues des exercices de contrôle continu ・発言についての評価/Appréciations éventuelles des intervenants ・出欠/Assiduité	2	0~20
筆記試験/Épreuve écrite (5時間) ・意見書/Consultation juridique ・手続上の文書(注:訴状など)/Acte de procédure ou acte juridique	2	0~20
口頭弁論/Plaidoirie (準備3時間, 弁論15分) ・民法, 刑法, 商法, 社会法, 行政法, EU法の事件記録から選択	2	0~20
弁護士の身分及び倫理/Statut et Déontologie des avocats (準備1時間, 試問20分)	2	0~20
外国語/Langues vivantes (準備20分, 試問20分)	1	0~20
個別研修報告書の口頭試問/Soutenance rapport de stage PPI (20分)	1	0~20
弁護士事務所研修報告書の口頭試問/Soutenance rapport de stage cabinet (20分)	2	0~20

EFB『Guide de L'élève avocat/2011—2012』32頁を翻訳

47 2011年の日弁連調査では、「パリ弁護士養成学校の年間修了者約1400人のうち弁護士として宣誓できるのは900~1000人であり、残る400~500人は直接企業に就職する。」「パリ弁護士養成学校の調査によれば、弁護士職適格証明試験の合格者の90%が合格後3~4か月後には職を見つけており、うち70~75%が弁護士事務所働いている。」との話があった。

48 2011年日弁連調査

・弁護士事務所研修などの研修先は自分で見つける。見つけられない者は研修が修了できず、養成学校を卒業できない。そういう人が2割ほどいたのではないかと思う(本稿末尾調査先④)。

49 山口99頁。

50 EFB「Guide de L'élève avocat/2011-2012」31頁, École des Avocat Sud-Ouest Pyrénées) サイトより。  
[http://www.google.co.jp/url?sa=t&source=web&cd=4&ved=0CDMQFjAD&url=http%3A%2F%2Fwww.ecoleavocats-toulouse.fr%2Fformation-initiale-avocat%2Fexamen-CAPA.html&ei=SX4sTtisMIT5mAXi\\_S5Dw&usq=AFQjCNFv6XER7LbryChImIWReBzRsmgSlw](http://www.google.co.jp/url?sa=t&source=web&cd=4&ved=0CDMQFjAD&url=http%3A%2F%2Fwww.ecoleavocats-toulouse.fr%2Fformation-initiale-avocat%2Fexamen-CAPA.html&ei=SX4sTtisMIT5mAXi_S5Dw&usq=AFQjCNFv6XER7LbryChImIWReBzRsmgSlw)

あり、残りは数週間後に行われる追試を受けるとのことであった<sup>51</sup>。

## 7 経済的負担と支援

### (1) 弁護士養成学校前

研修生は登録時に所定の登録料を支払う。登録料の額は、法令の上限額である1600ユーロの範囲内で各弁護士養成学校が定める。上限額より低く設定する弁護士養成学校は少ないが、パリ弁護士養成学校は、2010年1499ユーロ、2011年1450ユーロに減額を実行したとのことである<sup>52</sup>。

### (2) 弁護士養成学校後

基礎研修期間中は、原則として無給である。パリ弁護士養成学校では、働きながら研修を受ける者のために、前述の夜間授業や半日授業コースが用意されている。

個別研修期間中は、詳細は不明であるが、一部に報酬が支払われるプログラムがあるようである。例えば、裁判機関における2か月を超える研修の場合には、社会保険税の課税上限額（1時間あたり22ユーロ/2011年現在）の12.5%を支払われる模様（2009年7月21日デクレ/n2009-885<sup>53</sup>）。また、パリ弁護士養成学校の場合、前述の「レジーム・サラリエ」に属する者は、自己の仕事の6か月分を個別修習とすることが認められており、結果として仕事をしながら研修することが可能となっている<sup>54</sup>。

弁護士事務所研修期間中の報酬は、2006年3月31日「機会の平等」法第9条に基づき、2007年より以下のとおり支払いが義務化されている<sup>55</sup>。なお、研修生の能力は高く、弁護士事務所としても労働力として十分に期待できるという<sup>56</sup>。従って、報酬の義務化は、弁護士事務所の負担による研修生の経済的支援というよりは、労働に対する正当な対価という位置づけになる。

弁護士以外の被用者が0～2人の事務所	最低賃金の60%
弁護士以外の被用者が3～5人の事務所	最低賃金の70%
弁護士以外の被用者が6人～の事務所	最低賃金の85%

※最低賃金は2011年1月現在9ユーロである。

## IV 司法官（裁判官・検察官）の養成制度

### 1 選抜試験

司法官の養成は、司法省が管轄する国立司法学院（École National de la Magistrature, ENM）が行っており、ENMが実施する入学選抜試験が我が国の司法試験に相当する。弁護士養成学校の入所試験と異なり、予め定員のある競争試験である。

受験資格は、第1カテゴリーとして、31歳以下でバカロレア取得後4年の資格、又は政治学院（Institut d'Étude Politique）の卒業資格、若しくは高等師範学校（École Normale Supérieure）の学生であった者の能力を証明

51 2011年日弁連調査

・パリ弁護士養成学校の弁護士職適格証明試験では8割方が最初の試験で合格する。不合格者に対しては数週間後に再度の試験が行われる。最終的に不合格となる者は1400人のうち7人程度（本稿末尾調査先③）。

52 同上、EFB「Guide de L'élève avocat/2011-2012」12頁。

53 EFB「Guide de L'élève avocat/2011-2012」30頁。

54 弁護士事務所勤務を個別研修認めるか弁護士養成学校により取扱いが異なる。École des Avocats Nord-Ouest のサイトよれば、同学校では弁護士事務所勤務を個別研修として認めないとのことであった。

55 EFB「Guide de L'élève avocat/2011-2012」30頁。

56 2011年日弁連調査

・フランスの弁護士事務所では研修生が大きな労働力となっている。リーガルオピニオンや準備書面などを起案させると、十分に利用できるものを作成するレベルの者も少なくない。フランスの場合、中等教育の段階から、論理的に物事を思考し、それを文章にすることを徹底的に鍛えられる。逆に、日本のような精緻な要件事実論のようなものはなく、弁護士業務を行う上で、学部教育では習わない理論を改めて勉強する必要はない（本稿末尾調査先⑩）。

する証明書の何れかを有する者であること、第2カテゴリーとして、46歳以下で4年以上の公務委員経験がある者、第3カテゴリーとして、40歳以下で8年以上の民間企業、地方公共団体等での職務経験がある者に分類される。それぞれ3回までの受験制限があるが、第1カテゴリーで3回不合格になった者でも、職業経験を経て数年後に第2または第3のカテゴリーで受験することは可能である。受験者には法学の学位取得者が多いが、受験要件として必ずしも法学学位は要求されていない。この点は弁護士養成学校の入所試験とは異なる。

試験科目・内容はカテゴリーを通じて共通であり、第一次試験として筆記試験、第二次試験として口述試験がある。詳細は表9のと

おり。また、各カテゴリーにおける近年の入所者数（合格者数ではない）推移は表10のとおり。表のうち「書類審査」とあるのは、例外的に試験を受けずに書類審査で入所を許された者（31歳以上40歳以下であり、法学の修士号（maîtrise）を取得した後、4年以上、法・経済・社会の分野で活躍していた者、又は、31歳以上40歳以下であり、法学博士を取得しており、かつ、他の高等教育の学位を有しているか又は法学の修士号（maîtrise）を取得した後、3年間、法学助手をしていた者）の数である。3つのカテゴリーの競争試験及び書類審査による採用者の学院修了試験の成績は「殆ど変わらない」<sup>57</sup>。全体の入所者数は顕著な減少傾向にある。

表9 ENM 選抜試験の科目・試験時間

<u>一次試験（筆記試験）</u>		
(ア)	現代社会に関する知識及び理解（論文試験・5時間）	
(イ)	民法または民事訴訟法（論文試験・5時間／事例検討・2時間）	
(ウ)	刑法（一般・特別）または刑事訴訟法（論文試験・5時間／事例検討・2時間）	
(エ)	国家組織、裁判所組織、公の自由、公法（短答式・2時間）	
<u>二次試験（口述試験）</u>		
(ア)	文書の要約（5時間）	
(イ)	外国語（必須・英語）（面接・30分）	
(ウ)	外国語（任意・4か国語から選択）（面接・30分）	
(エ)	ヨーロッパ法及び国際私法（発表及びそれに対する質問・25分）	
(オ)	労働問題をめぐる法律および商法（発表及びそれに対する質問・25分）	
(カ)	状況設定及び審査員との面接	

表10 ENM 入所者数推移（合格者数と必ずしも一致しないことに注意）

年度	第1カテゴリー			第2カテゴリー			第3カテゴリー			書類審査			留学生			合計
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	
2005	58	165	223	7	11	18	2	6	8	18	20	38	1	0	1	288
2006	45	179	224	8	11	19	0	7	7	12	27	39	-	-	-	289
2007	34	152	186	7	11	18	4	2	6	20	21	41	1	0	1	252
2008	22	117	139	3	11	14	3	4	7	22	25	47	-	-	-	207
2009	17	72	89	3	9	12	2	2	4	13	19	32	-	-	-	137
2010	13	67	80	6	14	20	1	4	5	10	12	22	-	-	-	127

ENM 『PROFIL DE PROMOTION』 2005～2010に基づき日弁連作成



## 2 研修

### (1) 内容 (31か月)

ENMにおける研修は、一般研修と専門研修の二段階に分かれ、一般研修が終了した段階で順位試験 (examen de classement) が行われる。この試験の成績順に希望のポストを選択し、それぞれ当該ポストへの就任に向けた専門修習に移行する。研修課程の詳細は表11のとおりである。

### (2) 教育方針及び最近の動き

法理論教育については、現在大学が4年間で提供している教育で十分であるというのが関係者の見解である。前述のように、国立司法学院においては法学の学位取得は必須の受験資格とはされていないが、入所後の教育が法理論教育を当然の前提として行われるために、必然的に法学部出身者は多いと言われる。

入所後は、現役司法官である専任教員によ

る実務重視の教育が行われる。司法的技術に関わる技術的側面と、判決行為に関わる人文科学・社会学・民俗学・心理学の2つの軸がある。

従前は、技術的側面が優位であったが<sup>58</sup>、若年の予審判事による誤審事件 (誤勾留決定事件) が社会問題化したのを契機に、司法教育の在り方は見直しを迫られている。人間性を見る観点から、選抜試験及びカリキュラムの見直しが勧告され<sup>59</sup>、これを受けた形で、2009年1月に選抜試験・カリキュラム (及び継続教育) の見直しが行われている。選抜試験について筆記試験に複数の新規科目が加えられたほか、口述試験についても、個人の口述試験の前に集団で行う面接が組み込まれ、受験者のパーソナリティに対しても注目を払うよう配慮されることとなった<sup>60</sup>。

表11 国立司法学院研修内容

一般修習	ボルドー施設における研修	27週間
	弁護士事務所における実務研修	21週間
	裁判所における実務研修	
	大審裁判所実習	1週間
	捜査機関実習	2週間
	刑務所実習	2週間
	裁判実習	38週間
	控訴院実習	1週間
	外部実習	9週間 (うち4週間は海外)
適正及び格付け試験	民法の判決起案 (6H), 論告口述 (準備4H試験20分) 成績により職務及び赴任地を決定	
専門修習	ボルドー施設における研修	
	職務の選択, 言語実習 最初の職務に向けた準備 (理論)	1週間 6週間
	着任予定職の現場における研修 最初の職務に向けた準備 (実習)	10週間
休暇・有給	休暇・有給	17週間

ENM サイト (2010年1月現在) に基づき日弁連作成

57 山本一「フランスにおける法曹像・法曹養成に関する調査報告書」慶應法学第12号 (2009年1月) 296頁。

58 同上306頁。

### 3 給費

国立司法学院研修生は、司法官の初任給の約8割の給費を受ける。但し、研修生は少なくとも10年間は国家のために働かなくてはならないとされる。

## V 終わりに

フランスにおける法曹養成制度の調査の結果は以上であるが、最後に、同国の弁護士養成制度から得られる我が国への示唆を整理しておくこととしたい。

第1に、相当期間の実績を有する彼国においても、弁護士会が養成制度を維持運営してゆくのは容易なことではない、ということである。現在の弁護士養成学校制度は、1971年の発足から約40年を経過しているが、「なお制度として十分確立しているとは言い難い」との指摘があるように<sup>61</sup>、資金・人員・教育体制構築の面において必ずしも理想形で動いている訳ではない。特に、研修生の約半数が集中するパリ弁護士養成学校の負担は相当に大きく、やや疲弊している様子が見られる。我が国の場合、弁護士資格取得前の実務教育過程として司法修習が予定されているので、フランスとは事情が異なるが（なお、我が国でも選択型実務修習の導入により弁護士会が修習プログラムを提供することになったという事情はある。）今後、弁護士会として後進教育の体系化・組織化を検討する際には、必ず同様の問題に直面することになる。弁護

士会が資格取得後の弁護士の能力向上の責務を引き受け、真摯に果たして行こうとするならば、持続可能かつ安定的な制度を構築するためにも基盤整備の課題をどう克服するかが極めて重要になるものと思われる。

第2に、フランスでは、弁護士会（特にパリ弁護士会を中心とする大規模弁護士会）が国際競争力の強化を強く意識し、弁護士養成を含む課題の意思決定に反映させている、ということである。背景として、EU加盟国間の大学学位や弁護士資格の共通化・相互乗り入れや、英米の大手ローファームの進出がある。弁護士養成過程では入所試験や弁護士職適格証明試験に外国語を必須科目とし、また、例えばパリでは国際担当部局を置き、個別修習における海外研修を充実させる方向にあるという。この点、我が国では、経済活動のグローバル化に伴い国際案件にも対応できる弁護士の養成が強く求められてきたが、要請に答えているという話を残念ながら未だ聞かない。弁護士会は、涉外分野も含め多様な専門講座を提供しているところであるが、今後は、その成果を実働に繋げ、専門家集団を層として輩出してゆくことが課題となると思われる。

第3に、研修生の経済問題や若手弁護士の就職難は彼我間で共通であるにもかかわらず、フランスでは弁護士志望者が減っていないという点が着目される。理由として、フランスの司法試験（弁護士養成学校入所試験）の合格率が4～5割と我が国よりも高いことも考えられるが、より根本的には、弁護士志望が

59 澤敬子・柿本佳美・南野佳代「フランス共和国におけるジェンダーに関する法曹継続教育序論」京都女子大学現代社会研究第12号（2010年2月）60頁。

60 同上61頁。

61 横山9頁。「パリでは、毎年1500人の修習生を受け入れているが、修習所は、パリ弁護士会と同じ小さなビルが1つあるだけである。修習生が一同に会することが不可能なのはもちろん、1500人にどのような修習を受けさせるかだけでも、大変な状況にある。」「パリでは、約600人の教員の授業を整理するだけでも一苦労であるという。（中略）体系的なカリキュラムが確立しているわけでもなく、現実には、それぞれの弁護士が自分の仕事に関連して講義を行い、それもしばしば休講になる、という事態も存在するので、修習を組織化することが重要な課題であるという。」「パリでも地方でも、弁護士会は講師に十分な報酬を支払うことができないばかりでなく、修習生も、ENMの修習生と異なり、修習の間給料を支給されているわけではない。充実した弁護士修習の必要性が唱えられ、2004年の法律では、修習期間が18ヶ月間に延長されたが、その間、修習生がどのように生活の糧を得るかは、重要な課題とされている。」

投機的選択になっていないという点が重要と思われる。即ち、フランスでは大学までの授業料は基本的に無料であり（大学は基本的に国立大学であり登録料を除く授業料はかからない。）、学位に一定の社会的信頼があるために、仮に弁護士への道を途中で断念したとしても、就職の機会を失するわけではない。我が国に比べ、学生の心理的負担は小さいと言える。我が国の志願者減少の対応にも参考になるとと思われる。

以上

## 日弁連訪仏調査の概要

(2011年5月30日～同年6月3日まで)

### 1 調査目的

今回の訪仏調査では、主に弁護士人口論及び弁護士養成制度並びにそれらの関連論点の調査を行った。他の論点については日程・時間の許す範囲内で付随的に行った。

### 2 訪問先

訪問先は、パリ弁護士会（パリ弁護士会と全国弁護士会評議会）という圧倒的に大規模な弁護士会のほか、中規模の弁護士会としてトゥールーズ（弁護士数2100人）、小規模の弁護士会としてロンスルソニエ（弁護士数66人。しかも近年の大審裁判所統合に伴う弁護士会統合によりその数となったものである。）の3弁護士会とした。

また、弁護士会や全国弁護士会評議会という公的機関を通さずに、個人レベルの弁護士として、在仏日本人であるフランス共和国弁護士にインタビューをしたほか、（法曹養成制度比較検討の前提としての）日仏の法学教育の比較等のために、在仏の日本人留学生からもコメントを得た。

さらに、訪仏調査の前後には、在日フランス人弁護士や、訪日中のフランス人弁護士へのインタビューも行った。

### 3 調査先等

訪仏期間 2011年5月30日～同年6月3日

訪問先 以下のとおり

- ①5月30日 ロンスルソニエ（Lons-le-Saunier）弁護士会
  - ・ Jean-Philippe Narjoz-Delatour 会長
  - ・ 元裁判官（弁護士から任官）
  - ・ ロンスルソニエ大審裁判所所長
  - ・ 同副所長
  - ・ ロンスルソニエ小審裁判所裁判官
  - ・ 同地の検察官
- ②5月31日 全国弁護士会評議会（Conseil National des Barreaux）
  - ・ Louis B Buchman 弁護士（若手弁護士の就職の現状等）
  - ・ Jean Claude Beaujour 弁護士（同）
  - ・ Patric Vovan 弁護士（弁護士の引退・年金）
- ③6月1日 パリ弁護士会
  - ・ Pierre Servan-Schreiber 弁護士（若手弁護士の現状等）

- ・ Nadine Kari 弁護士 (同)
- ・ Martine kloepfer Pelèse 教授 (EFB について)
- ・ Pierre Lenoir 弁護士 (外国弁護士について)
- ・ Dominique Piau 弁護士 (UJA [若手弁護士組合] 委員長)
- ・ Kami Haeri 弁護士 (弁護士のプロボノ活動)
- ・ Solenn Le Tutour 弁護士 (法律扶助)
- ④同日 　　・ 辻昌子 (フランス共和国) 弁護士
- ⑤6月3日 　　トゥールーズ (Toulouse) 弁護士会
  - ・ Pascal Saint Geniest 会長
  - ・ Jean Paul Clerc 弁護士
- ⑥同日 　　・ Bernard de Lamy トゥールーズ控訴院付代訴士
- ⑦同日 　　・ 西津佐和子・前神戸学院大学準教授 (トゥールーズ第1大博士課程在籍)
- ・ 川上陽子氏 (トゥールーズ第1大博士課程在籍)
- ⑧同日 　　・ M. Michel Attal 教授 (トゥールーズ第1大, IEJ)
- (フランスでの訪問先のほかに)
- ⑨3月22日 　　在日フランス人弁護士からのインタビュー
  - ・ Laurent Dobois 外国法事務弁護士 (フランス共和国弁護士)
- ⑩ 　　　　　日仏両弁護士資格保有者からの聴取
  - ・ 金塚彩乃 弁護士
- ⑪7月8日 　　日本滞在中のフランス共和国弁護士からのインタビュー
  - ・ Eric Zerbib 弁護士 (トゥールーズ弁護士会)

以 上